

# 平成13年度 包括外部監査の結果報告書（その1）の要約

## 【貸付金の管理事務】

（群馬県包括外部監査人 西巻忠彦）

### ◇ 外部監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査（一部について、地方自治法第252条の37第4項及び群馬県外部監査契約に基づく監査に関する条例の適用あり。）

#### 2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

貸付金の管理状況

#### 3 監査テーマ選定の理由

厳しい経済環境のもと、年度末残高の把握、延滞債権の有無及びその回収対策などについて検証を行い、貸付金が適正に管理運用されているかどうかを検討することは、県の財務管理の面からも重要な課題と判断したため。

#### 4 監査の要点

##### （1）県の貸付金総額の実態把握について

- ①単年度貸付金 平成12年度の貸付実績及び年度末残高はどうか。
- ②長期貸付金 平成12年度末残高はどうか。

##### （2）個別監査対象貸付金の事務執行状況について

長期貸付金のうち、平成12年度末残高における延滞債権の多い、母子・寡婦福祉資金、林業改善資金等及び中小企業向け貸付金を個別監査の対象として選定し、次の観点で監査を行った。

- ① 制度目的にあった貸付運用か。
- ② 貸付事務手続及び収納事務手続は関係法令に準拠しているか。
- ③ 残高及び延滞債権の管理は適正になされているか。

#### 5 主な監査手続

貸付金を所管する各課に対し実態調査を行い、県の貸付金の総額を把握するとともに、次の手続により監査を実施した。

- ① 単年度貸付金については、平成12年度における融資実績及び年度末残高について関係書類と照合した。
- ② 長期貸付金（③の個別監査対象を除く。）については、関係書類との照合を行い、必要に応じて管理事務及び延滞債権について検証した。
- ③ 個別監査対象貸付金については、制度概況の聴取、管理方法の聴取及び関係書類との照合を行い、貸付及び収納手続の妥当性、延滞債権についての回収状況、債権分類の検討や検証を実施した。

#### 6 監査の実施期間

平成13年5月11日から平成14年2月8日まで

## ◇ 外部監査の結果及び意見

### 1 監査の総括

#### <貸付金の全般的課題（主な意見）>

貸付金に関する事務は、各所管課において行われているが、特に債権管理事務は専門性が要求されることから、集中化や情報の共有化を検討する必要がある。

#### <貸付金の共通課題（主な意見）>

- ① 平成12年度末の長期貸付金残高に対する延滞率は3.5%とそれほど高くはないが、収入未済となっている債権に係る返済期限未到来のものについても実質的な延滞債権として認識する必要がある。
- ② 延滞債権については、民間の債権分類を参考にした分類を行い、的確な管理を実施していく必要があると思われる。
- ③ 違約金は、11%前後と高率であるため、債務者との協議のためにも年度末にはその額を把握しておく必要がある。また、中小企業の振興を図る観点から、高率な違約金について再検討することが必要であると思われる。
- ④ 不納欠損処理の制度はあるが、時効の成立か県議会の承認を得なければならず、実績は少ない。延滞債権のうちやむを得ないものと判断されるものについては、不納欠損処理をすべきであると思われる。

### 2 単年度貸付金及び長期貸付金（個別監査対象外）の状況

#### <監査の結果>

- (1) 当年度貸付額及び年度末残高はともに適正であると認められた。
- (2) 全体としては、貸付事務、回収事務とも適切に行われていたが、留意すべき次の事項が認められた。いずれも、関係資料の整備や保存を徹底し、規則等に則った適正な手続きを行うべきである。
  - ① 公害防止施設整備資金貸付金及び産業廃棄物処理施設整備資金貸付金において、報告書や添付書類などの貸付関係書類が未提出であるものが見受けられた。
  - ② 農業改良資金における平成12年度貸付分で、個々の事業計画に記載不備が見受けられた。
  - ③ 消費生活協同組合設備資金貸付金において、県要綱に規定される公正証書が保存されていないケースがあった。
  - ④ 介護福祉士修学資金貸付金において、返還債務猶予申請書が提出されていないものがあった。
  - ⑤ 定時制課程修学奨励金貸付金において、規則上学期ごとに一括して最終月に交付することになっているにもかかわらず、平成12年度の融資の実行は1月から3月に偏っていた。

#### <主な意見>

##### (1) 単年度貸付金

- ① 農協経営強化対策基金貸付金において、平成12年度の基金の利息収入は617千円程度であるが、基金の活用については平成8年度から平成12年度までにおいて1件1,000千円のみであり、利息収入が少なく、制度の意義を果たすことは難しい。廃止を含めて検討する必要があると思われる。
- ② 木材産業等高度化推進資金の最大貸付枠に対する貸付実績は50%未満に低下してきている。預託金額の見直しが必要であると思われる。

## (2) 長期貸付金

- ① 林業就業促進資金は(財)群馬県森林・緑整備基金に対する6,000千円の貸付けのみであるが、基金から個人・事業主への貸付実績は未だなく、活用されていないのが現状であり、その必要性も含め、制度のあり方について再検討すべきではないかと思われる。
- ② 林業公社事業資金貸付金については、木材価格の更なる低迷など、公社の事業の収入による返済は困難となっている状況を踏まえた対応を考える必要がある。また、近年の貸付けは農林漁業金融公庫からの借入れの元利返済額部分が多くを占めており実質的な返済可能性に乏しく、現在の貸付けを継続すると公庫返済分、年々の事業資金分が更に上乘せされ回収困難な県貸付金は一層膨らむと予想される。貸付形態でない資金提供方法も検討していく必要があると考えられる。

## 3 母子・寡婦福祉資金貸付金

### <監査の結果>

監査を実施した範囲内において、全体としては、その目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

#### (1) 貸付事務について

借用書上、保証人と連帯借受人の記載が入れ替わったまま、チェックされず放置されているケースがあった。また、修学資金に関して、貸付時に書類の一部(在学証明書)が不備のまま貸付実行しているケースがあった。

事務処理体制を再確認すべきである。

#### (2) 審査資料について

審査資料に保証人の職業及び収入についての記録はあるが、所有資産等について記録のないものが見受けられた。契約時に必要な情報は必ず記録しておくべきである。

#### (3) 債権管理について

##### ア 中之条保健福祉事務所の管理について

中之条保健福祉事務所の管轄地域では収入未済の比率が高いが、その原因として、借受人に対する接触機会が非常に少ないことが考えられるので、夜間訪問を行うなど、未済部分についての返済方法を再検討すべきである。

##### イ 違約金の免除申請について

違約金免除申請書の氏名について、借受人がサインせず、保健福祉事務所の職員が行っているケースがあった。サインは申請者本人のものとするべきである。

##### ウ 保証人について

保証人が死亡により不在になっているにもかかわらず、補充できないでいるケースがあった。延滞債権となっている場合は別としても、速やかに対応すべきである。

##### エ 意図的な申請の事例について

最初から虚偽の事由で意図的に融資を受け、他の用途に流用しているのではないかと疑われるような事例や、貸付後一度も償還していない事例があった。場合によっては現地調査を行うことや、延滞初期における適切な指導が求められる。

また、不正な手段によって貸付を受けたことが判明したときは、一時償還を請求すべきである。

##### オ 集金事務について

現金で集金する場合、県には指定領収書があるが、市販の領収書を使用しているケースがあった。この領収書の受払簿はあるものの、使用済の領収書の一部が

無いなど保管に不備が認められた。県の指定領収書を使用すべきであり、書類の保管に注意する必要がある。

#### カ 回収中の貸付関係書類の保存について

延滞債権に関し、中途退学等の事由により当初借入金額が途中で変更されるケースがあるが、変更時点から5年以上経過したとの理由から、異動申請書が保管されていないものがあった。

県の規則上は、帳簿及び関係書類の保管は5年間であるが、回収途上にある場合は、関係書類を償還終了まで保管すべきである。

#### <主な意見>

- ① 平成12年度の貸付金残高に対する延滞債権の比率は、母子福祉資金で19.6%、寡婦福祉資金で21.8%とかなり高い状況であり、何らかの対策を行う必要があると思われる。それには常に延滞債権の額を把握しておく必要があり、平成14年度から導入が予定されている電算システムはこれに対応できるように期待したい。
- ② 一度収入未済が発生した場合、口座引き落としができず滞納が進行するケースがあるが、収入未済が発生しても次回から再度引き落としができるシステム構築が必要である。また、延滞先には年払いや半年払いのものが多いが、月払いにすれば支払い易い場合があると思われる。
- ③ 現在使用されている借用書では、借入用途不一致のケースの一括返済規定等が盛り込まれておらず、強権行使ができず回収が難航している事例があるが、貸付要件に該当しなくなった場合の返済規定を借用書に盛り込む必要があると思われる。

### 4 林業改善資金及び林業後継者特別対策資金

#### <監査結果>

監査を実施した範囲内において、全体としては、その目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

##### (1) 貸付事務について

抽出した9件を検証した結果、以下の事実が明らかになった。

- ① マニュアルが改定されていないケースがあった。  
チェーンソーについては、規則上買い換え証明が必要とされているが、現状では必要とされない取扱いとなっている。規則どおりに証明書を添付するか、規則の見直しが必要である。
- ② 連帯保証人については資力が確実であることが求められるが、保証能力が検証されていない事例が見受けられた。保証能力の検証は必ず実行すべきである。
- ③ 申請書添付書類として、法人については定款の添付が必要であるが、取り付けられていないケースが多かった。受付時点でチェックして貸出事務を十分なものにすべきである。

##### (2) 委託先との事務の重複について

群馬県森林組合連合会に貸付事務及び回収事務を委託しているが、事務処理が県と重複している点が散見された。相互の事務処理を整理し、合理的に連携していくことが必要である。

#### <主な意見>

- ① 貸付金の管理業務は群馬県森林組合連合会に事務委託しており、契約上債権の保全管理義務は同連合会にあることから、延滞取立奨励金として支払われている手数

料の是非や手数料の水準が適正かどうかについて見直す必要があると思われる。

- ② 林業改善資金、林業後継者特別対策資金とも延滞債権比率はかなり高いが、その発生要因としては、林業の低迷など市場自体の減退、政策目的の貸付けであることによる貸付審査の甘さ、延滞に関する情報不足や対応の遅れ等の問題があることから、これらに留意した、より厳格な審査の実行、的確な債権管理が必要である。
- ③ 群馬県森林組合連合会の債権管理業務は十分とは言い難く、更なる意識改革が望まれるとともに、延滞管理システムの再構築が急務である。また、貸付実行額の振り込みを同連合会経由とせず、県が直接申請者に振り込む方式とすることで、同連合会の事務合理化や経費削減へとつなげられるのではないかとと思われる。

## 5 中小企業向け貸付金

### 第1節 商政課及び工業振興課所管の貸付金

#### <監査結果>

監査を実施した範囲内において、全体としては、その目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

#### (1) 延滞債権の管理について

集団化資金貸付金においては、収入未済になった場合、毎年報告書を提出させているが、最近の決算書などが無いものがあった。

これは、提出を再三求めているにもかかわらず、決算書を作成していないなど、貸付先に問題があるものであるが、貸付先への働きかけを強化し、決算内容の把握に努めるべきである。

#### (2) 決算書等の保管について

組合共同施設資金貸付金において、最新の決算書の無いものや利用状況報告が無いものがあった。借受人の実態を把握するための重要書類であり、必ず整備し内容を把握しておくべきである。

#### <主な意見>

#### (1) 商政課所管の貸付金

実質的延滞である収入未済に係る償還期限未到来債権もかなりあるので、正常な債権とはしっかり区分し、延滞債権として管理する必要がある。

また、延滞債権のうち、債務者の所属する組合により代位弁済されることとなっているものがあるが、債務者の経営内容には注意を要するものである。

#### (2) 工業振興課所管の貸付金

① 中小企業設備近代化資金の延滞債権については、昭和33年から昭和58年に貸し付けられたものばかりであり、延滞が発生してから長期間経過しているため、より適切な債権管理が必要である。また、工場等集団化資金の延滞債権の中には、回収が難しいと思われる債権があり、保証人の資力に応じた返済額や償還の免除などを検討する必要があると思われる。

② 小規模企業者等設備導入資金においては、回収不納な状況に至った場合には県が損失補償を行うこととなっている。これまで損失補償が実行された例はないが、今後の制度の適切な運用を図っていく観点から判断基準を定めておく必要がある。

## 第2節（財）群馬県中小企業振興公社が取り扱う貸付金

### <監査結果>

監査を実施した範囲内において、全体としては、その目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

#### （1）交渉記録について

設備貸与事業において個別債権の交渉記録の保管が不備のため、債権の内容把握が困難なものがあつた。特に延滞債権については、その記録、交渉過程、金額の推移及び疎明書類等のファイリング等共通書式を工夫し、改善すべきである。

#### （2）累積限度額について

設備貸与事業では、一回ごとの限度額は規定されているが、累積限度額の制限はない。

調査事例では、11年度のリース時に連帯保証人となっている代表者の不動産・年収が12年度のリース時にも再度、保証能力の算定額に含まれていた。

既に制度の利用があり残高がある場合については、限度額の累計が明確になるよう、審査資料の様式を見直すべきである。

### <主な意見>

- ① リース設備は個別の仕様がが多く、購入価格はリース先と販売業者との交渉に委ねているのが現状であるが、その価格が公社の購入価格になることから、複数の業者から見積書をとるなど、その妥当性を常に検討する姿勢も重要である。
- ② 設備貸与事業における条件どおりに償還されない債権は、帳簿価額では362,336千円であるが、未収償還金及び未収リース料に係る期限未到来分を含めると577,690千円となる。このようなことを十分に認識して債権管理を行っていく必要があると思われる。
- ③ 債権について一括評価による貸倒引当金は計上されているが、個別評価の貸倒引当金については計上されていない。担保権の評価や保証人との交渉など難しい部分があるが、適切な額の引当が必要であると思われる。